

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	目白大学短期大学部
設置者名	学校法人目白学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
短期大学部	製菓学科	夜・通信	8	—	—	8	7	
	ビジネス社会学科	夜・通信			—	8	7	
	歯科衛生学科	夜・通信	—	—	10	10	10	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	目白大学短期大学部
設置者名	学校法人目白学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/organization/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	私立大学名誉教授 国立大学名誉教授	2024.4.1 ～ 2025 年度の 定時評議員 会の終結の 時	初等中等教育に造 詣が深く、その知見 を活かした本学園 の運営に対するチ ェック及び指導。
非常勤	元株式会社 非常勤監査役	2024.4.1 ～ 2025 年度の 定時評議員 会の終結の 時	民間企業での経験 を活かした本学園 の運営に対するチ ェック及び指導。
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	目白大学短期大学部
設置者名	学校法人目白学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画（シラバス）作成過程 教務委員会で周知（1月）⇒各教員に作成依頼（1月本学教務ポータルサイトより入力）⇒入力締切後、各学科長・教務委員がシラバス内容を確認・点検⇒修正指示&修正（～3月末）⇒本学教務ポータルサイト掲載⇒新年度4月本学ホームページにて公開 ・シラバス入力項目 担当者名、授業のねらい、学生の学習目標、授業内容（スケジュール）、授業方法、授業の事前準備と事後学習、評価の方法と観点、ルーブリック、試験・レポートの返却方法、学修成果、必須資料（教科書等）、参考資料、アクティブラーニングの導入、実務教員科目該当（該当⇒実務経験と授業内容の関係）、ICTの導入、オフィスアワー、備考	
授業計画書の公表方法	https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 本学は試験及び学習成績の評価に関する規程を定め、運用している。 なお、各科目の成績評価は、授業計画（シラバス）に示された評価方法に従い S・A・B・C・D・G・N の 7 段階で評価します。S ～ C・G・N が合格（単位認定）、D が不合格（単位不認定）となります。 評価基準は以下の通りです。 S=特に秀でた成績（総履修者の概ね 10%を限度とする） A=100 点～ 80 点 B=79 点～ 70 点 C=69 点～ 60 点 D=59 点以下 他大学で修得した単位、もしくは本学指定の検定試験での合格を本学科目単位として認定した場合は、「N」と表記されます。 下記の科目（100 点法で評価し難い科目として指定された授業科目）を履修し合格した場合は、「G」と表記されます。 該当科目：「インターンシップ（短期）」、「インターンシップ（長期）」、「スタディ・アブロード」 「N」評価、「G」評価は G P A 算出時には含まれません。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） 本学は、成績評定平均値（G P A）に関する規程を定め、運用している。 算出方法は以下のとおり。 成績 S : G P = 4、A : G P = 3、B : G P = 2、C : G P = 1、D : G P = 0 G P A 計算式 学期の G P A （当該学期に成績評価を受けた授業科目の G P × 当該科目の単位数）の合計 ÷ 当該学期に成績評価を受けた授業科目の総単位数 = 学期の G P A <別添資料> G P A 分布状況（2024 年度 1 年生 学科別）	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/class/examination/ G P A に関する規程及び算出方法は、学生へ配布する「学生便覧」に掲載し公表している。また、学生個人の G P A の学生通知は、自身の Web 成績情報に記載されているので、常に確認可能。また、成績通知表に記載し、学期末に学生自宅へ郵送している。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

本学は、教育基本法及び建学の精神に基づき、幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は实际生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。

この目的を達成するために、全学共通の基礎教育科目及び本学科の専門科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得することによって、全学共通の学士力および本学部と本学科の専門基礎力を獲得できたと認められる学生に対して、短期大学士の学位を授与し卒業を認定する。

なお、卒業要件については、「学生便覧」に各学科の科目の内訳（基礎教育科目、専門科目及び必修単位数、選択単位数、卒業要件単位数）を一覧表で示している。また、2年以上（歯科衛生学科は3年以上）在学し卒業要件を満たした場合、教授会の議を経て卒業を認定し「短期大学士」の学位を授与すると明記している。

卒業査定手順は以下のとおりである。

【3月卒業査定手順】

- ①2月上旬 教務課より卒業年次生履修状況一覧を各学科に配布する。
- ②2月下旬 教務課より各学科に卒業判定学科査定資料（成績資料、卒業要件未充足者資料）を配布する。
- ③3月上旬 各学科より教務課に卒業判定査定結果を報告する。
- ④教務課は卒業判定資料を作成する。
- ⑤3月上旬 卒業判定教授会開催し審議のうえ、卒業者及び卒業延期者を確定する。
- ⑥学生は卒業の可否を本学学生専用ポータルサイト（学生ネットサービス）にて確認する。卒業延期者には郵送にて通知する。

【9月卒業査定手順】

- ①8月中旬 教務課より卒業年次生履修状況一覧を各学科に配布する。
- ②9月上旬 教務課より卒業判定査定資料（成績資料）を各学科に配布する。
- ③9月上旬 各学科より教務課に卒業判定結果を報告する。
- ④教務課は卒業判定資料を作成する。
- ⑤9月中旬 卒業判定授会開催し審議のうえ、卒業者及び卒業延期者を確定する。
- ⑥卒業可の場合、教務課より郵送にて学生に通知する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生に配布する「学生便覧」に大学学則、学位授与等の方針に関する規程を掲載し、公表している。また学位授与方針については、ホームページ上でも公表している。 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/dp/
----------------------	--

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	目白大学短期大学部
設置者名	学校法人目白学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
財産目録	ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
事業報告書	ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
監事による監査報告（書）	ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：2025年度事業計画書 対象年度：令和7年度（2025年度））
公表方法：ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
中長期計画（名称：学校法人目白学園第5次中期目標・中期計画）

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/evaluation/self_evaluation/

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/evaluation/jihee/

（3）学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 短期大学部
教育研究上の目的（公表方法： ホームページで公表（学則） https://www.mejiro.ac.jp/college/about/regulations/） （概要） 本学の目的は、目白大学短期大学部学則第1条に記すように「教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性の育成」である。これを踏まえた各学科の人材養成に係る目的を、以下のとおり学則第3条の2に明記している。 ＜製菓学科＞ 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の習得を通して、観察力や創造力を有する感性豊かな人材を養成する。 ＜ビジネス社会学科＞ ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の習得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。 ＜歯科衛生学科＞ 歯科衛生学科は、口腔衛生の専門職に求められる専門的な知識・技術の習得を通して、科学的な判断力や実務能力を有する有為な人材を養成する。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： ホームページで公表 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/dp/） （概要） 目白大学短期大学部は、教育基本法及び建学の精神に基づき、幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。 この目的を達成するために、全学共通の基礎教育科目及び本学科の専門科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得することによって、全学共通の学士力および本学部と本学科の専門基礎力を獲得できたと認められる学生に対して、短期大学士の学位を授与し卒業を認定する。 短期大学部の学士力は、本学が掲げる「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」を身につける事を基本方針とし、本学が提供する専門教育を通して卒業までに一連の資質・能力を学生が獲得できる事を目標とする。 ～3つの力～ 「学び続ける力」 「実践する力」 「社会に役立てる力」 1. 学び続ける力・・・豊かな教養を身につけるための学修力 ①意欲：知的好奇心をもって、ものごとに積極的に取り組むことができる。 ②向上心：高い倫理性をもって、自分をさらに高めようと勤勉に努力することができる。 ③自己管理能力：基本的生活習慣を基盤とし、健康な社会生活を送ることができる。 2. 実践する力・・・職業に対応できる実践力 ①汎用的能力：日本語及び英語を用いて、読み書き話すことができるコミュニケーション力と、数字や情報を的確に読み取り分析することができる。 ②思考力：現状を分析し、自ら課題を発見・分析し、計画的に問題解決に向けて的確に判断することができる。

- ③チームで働く力：チームにおける自分の役割を理解し、相手の意見や立場を尊重し、協調して物事を進めることができる。
3. 社会に役立てる力・・・修得した知識・技能を応用した社会還元力
- ①創造力：修得した知識・技能を応用し、新しい価値を生み出すことができる。
- ②自己表現力：自分の考えを他者に分かりやすく発信し、互いに共有することで、自身の新しい可能性を見出すことができる。
- ③社会貢献力：修得した知識・技能を、社会や地域の人々のために積極的に還元することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ホームページで公表
<https://www.mejiro.ac.jp/college/about/cp/>）

（概要）

目白大学短期大学部は、建学の精神に則り、教育方針である「育てて送り出す」を具現化する体系的な教育課程を編成する。また、学科等ごとに定める学位授与の方針ならびに教育目標との整合性、一貫性のある教育課程と、短期大学部として、21世紀の知識基盤社会に対応できるふさわしい教養を持ち、自ら思考し行動できる力を育て、職業に必須な専門教育を授ける教育課程を編成する。また専門職資格取得を目的とするコースにあっては、実践を通じて知識および技術の獲得と同時に、専門職者としての感性を磨き、活用できる能力を育成する教育課程を編成する。

1. 教育内容に関する方針

- (1) 広範で多様な教養の涵養と基礎学力の向上を目指し、教養科目およびキャリア形成科目群からなる基礎教育科目を開設する。学生の幅広い学びを保証するために、バランスの取れた多様な科目を配置し、主体的な学びの姿勢、広い視野に立った問題意識や課題意識を育成する科目構成とする。
- (2) 各学科の設置目的、人材養成目的に合致した効率的な専門教育科目を開設する。短期大学部共通科目と各学科の学修到達目標に向かって体系的に学べる構成とし、課題探究能力や問題解決能力の育成に配慮した構成とする。また、専門知識の修得だけではなく、獲得した知識に基づいて実践できる力を養う科目も解説する。
- (3) 幅広い視野と確実な基礎力を持った人材を育成するために、基礎教育科目と各学科の専門教育科目との有機的な連携を図る。
- (4) 各種資格の取得に係る科目の開設は、各学科の教育課程とのバランスを配慮する。

2. 教育方法に関する方針

短期大学部は全学科共通の教育方法に関する方針を定める。

- (1) 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク、集団討論等のアクティブ・ラーニングの充実を図る。
- (2) 教員と学生との距離が近いという本学の教育実施体制の特長をいかし、クラス担任、ゼミ担当教員等を中心に、組織的できめ細やかな教育指導を行う。

3. 学修成果の評価に関する方針

学修成果の評価に関しては、評価そのものが、学生が将来創造的で自立的な社会人に成長していくための手段でなければならない、との前提に立ち、以下の方針に沿って全学科で行うこととする。

- (1) 学修の過程における、学期末の成績評価等の中間評価と、卒業時における最終評価とに分けて考え、卒業時に達成した成果の程度が、いかなる中間評価におけるそれよりも高くなっていることを確認するようにする。なお、中間評価を行うに当たっては、試験・レポート・授業への参画等について行う。
- (2) 成績評価以外の客観的指標による評価として、アセスメントを実施し、学生の学修状況や到達度を評価する。
- (3) 大学全体の教育成果を長期的な視点から正しく評価するために、単に在学生の卒業時までの学修成果を評価するだけではなく、学生の卒業後の追跡調査等も行う。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：ホームページで公表）

<https://www.mejiro.ac.jp/college/about/ap/>
)

（概要）

本学共通の求める学生像

1. 各学科の専門分野を積極的に学ぶ意欲を有する人
2. 各学科の学びに必要な基礎的な学力、技能を有する人
3. 他者と協力し、コミュニケーションをとる能力を有する人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ホームページで公表

<https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/organization/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2 人	－					2 人
製菓学科	－	2 人	1 人	2 人	0 人	3 人	8 人
ビジネス社会学科	－	3 人	1 人	3 人	1 人	2 人	10 人
歯科衛生学科	－	2 人	2 人	1 人	3 人	1 人	9 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		44 人					44 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：ホームページで公表 https://gjd.mejiro.ac.jp/mjrhp/KgApp					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
本学では、授業内容・方法を改善と向上を目的とした全教員対象の全学F D研修と各学科でのF D研修を行なっている。全学でのF D研修は毎年定期的に年2回実施しており、2024 年度は9月と2月に実施した。							
・第1回 全学FD・SD研修会（オンデマンド）：9月							
(1) コンプライアンス教育（SD）・研究倫理教育							
(2) 研究成果報告							
(3) 授業と評価に関する研修							
・第2回 全学FD研修会（対面・オンデマンド）：2月							
(1) 講演（対面）「AI・データサイエンス教育とこれからの高等教育」							
(2) 研修（オンデマンド）「AI・データサイエンス教育と目白大学の取り組み」							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
製菓学科	55 人	37 人	67.3%	110 人	70 人	63.6%	人	人
ビジネス社会 学科	75 人	76 人	101.3%	150 人	150 人	100.0%	人	人
歯科衛生学科	60 人	60 人	100.0%	180 人	161 人	89.4%	人	人
合計	190 人	173 人	91.1%	440 人	381 人	86.6%	人	人
(備考)								
b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数								
学部等名	卒業者数・修了者数		進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他			
製菓学科	48 人 (100%)		3 人 (6.2%)	38 人 (79.2%)	7 人 (14.6%)			

目白大学短期大学部（ 2025年度申請 ）

ビジネス社会 学科	47 人 (100%)	3 人 (6.4%)	39 人 (83.0%)	5 人 (10.6%)
歯科衛生学科	60 人 (100%)	0 人 (0%)	51 人 (85.0%)	9 人 (15.0%)
合計	155 人 (100%)	6 人 (3.9%)	128 人 (82.6%)	21 人 (13.5%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 【様式第2号の3より再掲】 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画（シラバス）作成過程 教務委員会で周知（1月）⇒各教員に作成依頼（1月本学教務ポータルサイトより入力）⇒入力締切後、各学科長・教務委員がシラバス内容を確認・点検⇒修正指示&修正（～3月末）⇒本学教務ポータルサイト掲載⇒新年度4月本学ホームページにて公開 ・シラバス入力項目 担当者名、授業のねらい、学生の学習目標、授業内容（スケジュール）、授業方法、授業の事前準備と事後学習、評価の方法と観点、ルーブリック、試験・レポートの返却方法、学修成果、必須資料（教科書等）、参考資料、アクティブラーニングの導入、実務教員科目該当（該当⇒実務経験と授業内容の関係）、ICTの導入、オフィスアワー、備考
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 【様式第2号の3より再掲】 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 本学は試験及び学習成績の評価に関する規程を定め、運用している。 なお、各科目の成績評価は、授業計画（シラバス）に示された評価方法に従いS・A・B・C・D・G・Nの7段階で評価する。S～C・G・Nが合格（単位認定）、Dが不合格（単位不認定）となります。評価基準は以下の通りである。 S=特に秀でた成績（総履修者の概ね10%を限度とする） A=100点～80点 B=79点～70点 C=69点～60点 D=59点以下 他大学で修得した単位、もしくは本学指定の検定試験での合格を本学科目単位として認定した場合は、「N」と表記される。 下記の科目（100点法で評価し難い科目として指定された授業科目）を履修し合格した場合は、「G」と表記される。 該当科目：「インターンシップ（短期）」、「インターンシップ（長期）」、「スタディ・アブロード」

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
短期大学部	製菓学科	68 単位	㊦・無	1 学期 24 単位
	ビジネス社会学科	68 単位	㊦・無	1 学期 24 単位
	歯科衛生学科	103 単位	㊦・無	1 学期 28 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法： https://www2.mejiro.ac.jp/ebook/risyu_2025col/ ・歯科衛生学科以外は、履修登録をしようとする学期以前の通算の GPA が 3. 0 0 を超える学生に関しては、1 学期についての履修上限単位数の上限を 2 6 単位とする。 ・履修登録をしようとする学期以前の通算の GPA が 1. 0 0 未満の学生に関しては、1 学期についての履修登録単位数の上限を 2 2 単位とする。ただし、歯科衛生学科については 2 6 単位とする。		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/life/campus_map/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	製菓学科（1年次生）	840,000 円	250,000 円	370,000 円	施設設備費, 実験実習費
	製菓学科（2年次生）	840,000 円	-	370,000 円	施設設備費, 実験実習費
	ビジネス社会学科（1年次生）	804,000 円	250,000 円	280,000 円	施設設備費
	ビジネス社会学科（2年次生）	804,000 円	-	280,000 円	施設設備費
	歯科衛生学科（1年次生）	840,000 円	250,000 円	240,000 円	施設設備費, 実験実習費
	歯科衛生学科（2年次生）	840,000 円	-	450,000 円	施設設備費, 実験実習費
	歯科衛生学科（3年次生）	840,000 円	-	450,000 円	施設設備費, 実験実習費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 学費については、大学（学校法人）、保護者の教育後援団体及び同窓会組織等の寄付により設立された奨学金管理団体から、成績優秀者又は経済的支援を必要としている学生に奨学金を給付している。また本学では資格取得を奨励しており、大学が指定する資格を取得した学生には奨励金を支給している。 施設面については、学内にラーニングコモンズ、ネットカフェ等を整備し、学生の自発的な学習を側面的に支援している。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 多様な進路に対応するため「キャリアデザイン」の授業だけではなく、就職活動で必要とされる各種講座等を行い、さらに、1年次の12月～1月にキャリアセンター職員と学生との個人面談、年3～4回の電話で、現状を確認し、個人に合った支援を行っている。 また、ゼミ担当教員とキャリアセンター職員と協同で、学生の進路の実態把握に努めている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 保健室を設置し、体調不良及び怪我等の応急対応のほか、学生の健康及び身体面での悩み等の相談に随時応じている。 さらに、学生相談室を設置し、室長とカウンセラー（臨床心理士）3名を配置し、学生のメンタル面でのサポートを中心に、学生が抱える悩みや問題の解決に向けた支援を行なっている。また、学生自身が自身の状況を把握と対処ができるように、学生のコミュニケーションスキル向上に向けたワークショップを実施している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：刊行物とホームページで公表 研究活動の紹介：https://www.mejiro.ac.jp/univ/research/center/activities/ 研究紀要の刊行（目白大学リポジトリ）https://mejiro.repo.nii.ac.jp/

目白大学短期大学部（ 2025年度申請 ）

（別紙）

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F213310104437
学校名（〇〇大学 等）	目白大学短期大学部
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人目白学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		42人（ ）人	41人（ ）人	44人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	23人	26人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				44人（ ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

目白大学短期大学部（ 2025年度申請 ）

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	0人	—
計	—	0人	—
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

目白大学短期大学部（ 2025年度申請 ）

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（1）停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	—	—	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	—	—
計	—	—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。